

NEXT YONABARU PROJECT

与那原町には独自の技術やノウハウを持つ企業やお店が数多くありますが、経営者の高齢化が進み、事業承継が課題となっているケースは少なくありません。今号では第三者承継※により町内のベーカリー「BIJOU(ビジュ)」を引き継いだ玉村純次さんをインタビュー。事業承継を決めたきっかけや現在にいたるまでのお話を伺いました。

※親族や従業員以外の第三者に事業を引き渡すこと

設備・機材・レシピを受け継いで
町の愛されパン屋さんを存続



玉村純次さん

知念高校から徒歩約1分の場所にある「ビジュ」。創業から25年、地域に根づき、幅広い年齢層の方々から親しまれている小さなパン屋さんです。2023年8月、

引退を決めた前オーナー夫婦から同店を引き継いだのが、長年パン作りに携わってきた玉村純次さん。大手ドーナツ店で8年間、県内の大手ベーカリーで10年間勤めた後、自分の店を持つため物件を探していたところ、前職の元上司がビジュを紹介してくれたそうです。「ドーナツの

専門店を開業しようと考えていましたが、営業中のお店を環境が整った状態で引き継ぐ機会はなかなかないと思いました。店舗を見せてもらってから長く悩むことなく決めましたね」と振り返ります。

仲間と3人体制で営業

設備や機材一式、レシピを譲り受け、開業準備スタート。前オーナーから店名を変更して良いと言われていましたが、これまでのつながりを大切にして名前はそのままに、店舗も売り場の壁だけを塗り替えてリニューアルオープンしました。

Interview BAKERY HOUSE BIJOU



「機械が比較的古く、不具合が続くなど大変なこともありましたが、気心知れた仲間と一緒に働いているので心強いです」

現在、お店では定番人気のライ麦パンや食パンをはじめ、約30～40種類のパンを販売。常連さんの声を拾い上げながら、地域の皆さんに喜んでもらえるようなパン作りを心がけています。

「ご年配のお客様も多くいらっしゃいますし、将来的にはパンの配達もできたらいいなと思っています。それにやっぱりドーナツの販売も始めたいですね」

皆さんもぜひ、新生ビジュに足を運んでみてはいかがでしょうか。



町全体で事業承継を支援します！ NEXT YONABARU プロジェクト

与那原町と与那原町商工会は、町内事業者の事業承継を支援する「NEXT YONABARU」プロジェクトを立ち上げ、町ブランド推進課および町商工会に相談窓口を設置しました。事業承継についてお悩みをお持ちの事業者の皆さまはお気軽にご相談ください。相談無料、秘密は厳守します。



事業継続にお困りの方

- 事業承継のやり方がわからない
- 後継者がいない
- 後継者候補はいるが不安
- 廃業を考えている など



事業継承バトン

- 相談窓口の設置、周知
- 事業承継に関する相談対応
- 後継者候補の育成、計画作成
- 第三者承継の登録、マッチング
- 第三者承継成約に向けた支援 など



事業を受け継ぎたい方

- 後継者候補の方
- 創業したい方
- 新規事業を考えている方 など

お問い合わせ ブランド推進課 2F ④ ☎ 945-5323 / 町商工会 ☎ 945-3513

4月20日(日)執行

与那原町議会議員一般選挙

■ 告示日(立候補届出受付日)

令和7年4月15日(火)



■ 期日前投票

令和7年4月16日(水)～19日(土)

時 間／8:30～20:00

場 所／与那原町役場1階 町民ラウンジ

■ 投・開票日

令和7年4月20日(日)

時 間／7:00～20:00

投票所／与那原町役場1階 町民ラウンジ

開票所／上の森かなちホール ※20:20から開票開始



不在者投票

4月16日(水)～19日(土)

仕事や療養などで投票日当日に投票所へ来ることができない方は、郵送による投票が可能です。郵送、手続きに時間がかかりますので、早めにお手続きください。

不在者投票の請求方法

「不在者投票請求書宣誓書」を与那原町選挙管理委員会へ提出してください。「不在者投票請求書宣誓書」の様式は、町のホームページでダウンロードするか選挙管理委員会でお渡しできます。ご不明な点は選挙管理委員会へお問い合わせください。

※不在者投票の請求(「不在者投票請求書宣誓書」の提出)は、直接または郵送のみでしか受付することができません。FAXやメールで「不在者投票請求書宣誓書」を送付しても受付することができませんのでご注意ください。

選挙の
記念に!

選挙体験記念カード・ はじめての選挙記念カードを お渡しします



どちらのカードも
期日前と4月20日に
希望する方に配布します!
ぜひゲットして
くださいね♪

将来をになう子どもたちに選挙をより身近に感じてもらうため、町選挙管理委員会にて「選挙体験記念カード」「はじめての選挙記念カード」という2種類のカードを作成しました。

「選挙体験記念カード」は親子連れ(18歳未満の子ども同伴)を対象としたカードで、裏面に体験した選挙を書き込むことができ、どの選挙へいつ行ったのかを振り返ることができます。「初めての選挙記念カード」は10代向けで、選挙で初めて投票を行った方にお渡しします。



選挙体験記念カード

親子(18歳未満の子ども同伴)の方



はじめての選挙記念カード

初めて投票を行った10代の方

お問い合わせ 与那原町選挙管理委員会(総務課内) ☎945-2201